

「特別警報」「暴風・暴風雪警報」発令時における学校の対応について

- 1 豊橋市に「特別警報」が発令された場合
 - ①生徒登校前に発令された場合
 - 登校させない。
 - 「特別警報」解除後も学校から「登校します」の連絡があるまでは登校させない。(メール配信、生徒連絡網で連絡します)
 - ②登校後に発令された場合
 - 即刻授業を中止し、生徒の生命および安全を確保する最善の対応(学校留め置き、保護者への引き渡しなど)を迅速に行う。
 - 「特別警報」解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等の情報収集に努め、生徒を安全に下校させると判断できるまでは下校させない。
 - 生徒を安全に下校させると判断できた場合は、原則「東海地震注意情報」発表時の対応に準じて下校させる。(引き渡し以外の生徒は一斉下校)
- 2 豊橋市に「暴風・暴風雪警報」が発表された場合
 - ① 午前6時00分までに解除されたときは、平常どおり授業を行う。
 - ② 午前6時00分を過ぎても、解除されないときは、当日は授業を行わない。
- 3 豊橋市に「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」が発表された場合
原則として平常どおり授業を行う。平常どおり授業できない場合のみメール配信、生徒連絡網などで連絡を行う。
- 4 登校後に「途中下校」を決めた場合
 - ① 台風の中心位置、進行速度及び方向、気象状況等より判断し、安全に帰宅できると判断したときは、暴風警報の有無にかかわらず、授業を中止して速やかに下校させる。
 - ② 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が危険と認められるときは、危険がなくなるまで学校に残し、その旨を家庭に連絡する。
- 5 「東海地震注意情報」「東海地震予知情報(警戒宣言)」が発令されたときの注意事項
 - ① 生徒が在校中に東海地震注意情報が発表された場合は、授業または学校行事を直ちに打ち切る。下校方法については、一斉下校を基本とする。(引き取り希望者を除く)
※「東海地震予知情報(警戒宣言)」が発令された場合は全員保護者による引き取りとする。
 - ② 生徒が登下校中に東海地震注意情報が発表の場合は、速やかに帰宅するように指導する。
 - ③ 生徒が在宅中に東海地震注意情報が発表された場合は、翌日(当日)の授業または学校行事は中止とし、学校は、当該警戒宣言に係る地震の発生または警戒宣言が解除されるまでの間休校とする。